

## 函館工業高等専門学校総務委員会規程

令和5年3月24日

函高専達第18号

### (趣旨)

第1条 この規程は、函館工業高等専門学校（以下「本校」という。）内部組織等規程（平成7年10月20日函高専達第11号）第17条第2項の規定に基づき、本校総務委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

### (審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 施設・設備等に関する企画及び立案
- 二 その他総務に関すること

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長指名の副校長
- 二 学科長及び系長
- 三 コース長（前号に掲げる学科長である者を除く。）
- 四 総務課長
- 五 その他校長が必要と認めた者

### (委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、校長指名の副校長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集してその議長となる。

### (委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 委員会の事務は、総務課において処理する。

### (雑則)

第7条 委員会の審議事項のうち、重要なものについては、本校運営会議の議を経なければならない。

2 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は校長が別に定める。

附 則(令和5年3月24日函高専達第18号)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 函館工業高等専門学校総務企画室要項（平成28年3月29日函高専達第18号）は廃止する。

附 則(令和6年1月24日函高専達第8号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和8年3月26日函高専達第18号)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。